



さいたま市

大崎むつみの里



社会福祉法人

さいたま市社会福祉事業団（指定管理者）

「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」

<http://www.saicity-j.or.jp>

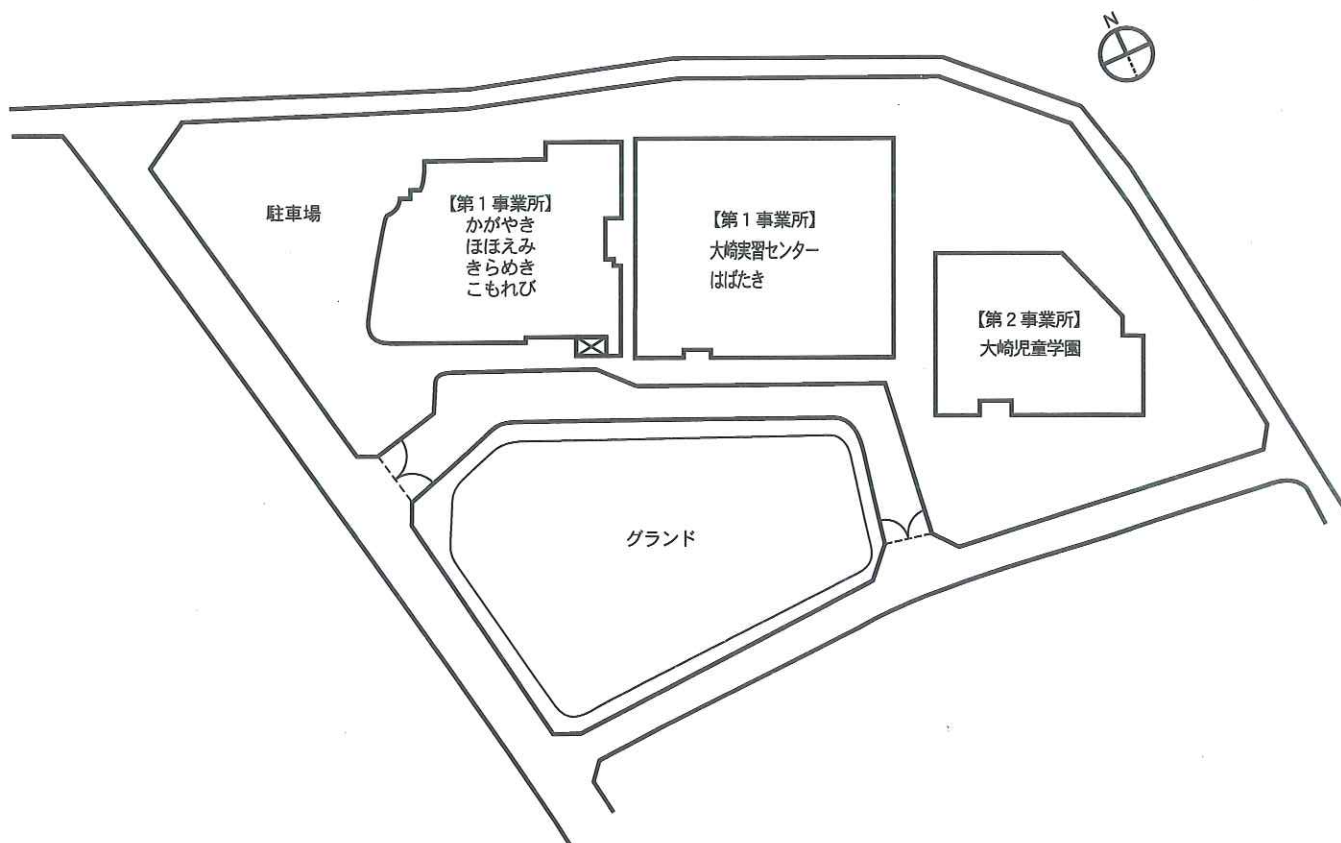
第1事業所（多機能型事業所）

- ・生活介護事業〈ほほえみ・かがやき〉
- ・自立訓練（機能訓練）事業〈こもれび〉
- ・自立訓練（生活訓練）事業〈きらめき〉
- ・就労移行支援事業〈はばたき〉
- ・就労継続支援事業B型〈大崎実習センター〉
- ・地域生活支援事業（障害者生活支援センター）

第2事業所

- ・児童発達支援事業〈大崎児童学園〉

1 施設の配置



2 施設の概要

施設名	第1事業所 (多機能型事業所)							第2事業所
施設開設年月	平成7年4月						昭和58年4月	昭和58年4月
事業名 (愛称)	生活介護事業2 (かがやき)	生活介護事業1 (ほほえみ)	自立訓練事業 (機能訓練) (こもれび)	自立訓練事業 (生活訓練) (きらめき)	※地域生活支援事業 (相談支援事業) (障害者生活支援センター)	就労移行支援事業 (はばたき)	就労継続支援事業B型 (大崎実習センター)	児童発達支援事業 (大崎児童学園)
所在地	さいたま市緑区大字大崎37番地1							※緑区、浦和区内に事務所設置
敷地面積	5390.91㎡							
構造規模	(複合棟) 鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建					鉄筋コンクリート 造平屋建		鉄筋コンクリート 造平屋建
延床面積	678.9㎡ (主として4階部分)	692.4㎡ (主として2階部分)	680.1㎡ (主として3階部分)			869.2㎡		465.68㎡
事業開始年月	平成19年4月	平成18年10月	平成18年10月	平成19年4月	平成19年4月	平成19年4月	平成19年4月	平成18年10月

3 事業の概要

(1) 第1事業所(多機能型事業所)

○生活介護事業〈ほほえみ・かがやき〉

運営方針 常時介護を要する身体障害と知的障害の方を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

定 員 70名

支援内容 1) 日常生活支援(介護)
利用者の心身の状況に応じて自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって、食事、入浴、整容、更衣、排泄等の生活全般にわたる必要な支援を行います。

2) 社会生活支援
自立した社会生活が営めるよう、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に提供し、必要な支援を行います。

- ・創作的活動
- ・社会適応(体験)活動
- ・レクリエーション活動
- ・リラクセーション活動(かがやき)
- ・行事

3) その他
選択サービスとして、以下のサービスを提供します。

- ・給食サービス
- ・送迎サービス
- ・入浴サービス

○自立訓練(機能訓練)事業〈こもれび〉

運営方針 身体障害の方を対象に、標準利用期間の1年6か月にわたり理学療法士・看護師等による身体機能のリハビリテーションや日常生活の相談支援等のサービスを提供し、地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行います。

定 員 10名

支援内容 1) 身体機能のリハビリテーション
ご本人・ご家族のご意向を伺い、利用される方に適切なサービスを提供できるよう機能訓練計画書を作成し、支援を行います。

- ・関節可動域訓練、筋力強化訓練を徒手または訓練機器を用いて訓練

2) 動作訓練

- ・歩行訓練、階段昇降訓練、日常生活動作訓練、車椅子操作訓練等

3) 相談支援

- ・装具、杖、家屋環境整備、介助方法、食事指導、運動指導等

4) 健康管理

- ・訓練前と訓練後の血圧および脈拍等の管理

○自立訓練(生活訓練)事業〈きらめき〉

運営方針 知的障害の方を対象に、標準利用期間の2年間にわたり自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持・向上に必要な支援を行います。

定 員 10名

支援内容 1) 日常生活支援
生活リズムの確立、日常生活関連動作の習得に向けた支援を行います。

- ・食事、排泄、更衣、調理、清掃、買物等の生活全般
- ・巧緻訓練

2) 社会生活支援
社会生活全般に関する能力・習慣の習得に向けた支援を行います。

- ・金銭管理、対人関係、電話の利用、交通機関の利用等

3) その他
選択サービスとして、以下のサービスを提供します。

- ・給食サービス

○就労移行支援事業〈はばたき〉

運営方針	就労を希望する65歳未満の知的障害と身体障害の方であって、事業所に雇用されることが見込まれる方に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、標準利用期間の2年間にわたり生産活動、職場実習等の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及びその能力の向上のために必要な訓練等の支援を適切に行います。
定 員	15名
支援内容	1) 就労支援 利用者の意向及び適性を踏まえ、公共職業安定所等の関係機関と連携し、実習の受け入れ先を確保するとともに求職活動を支援します。また、就職した利用者の就業生活における相談等の支援を継続して行います。 2) 生産活動支援 利用者の体力の向上、集中力・持続力を養うとともに望ましい職業習慣を確立できるよう支援します。 3) 生活自立支援 社会人としての生活の場を広げるとともに日常生活や社会生活における基本的な生活力、習慣を身につけられるように支援を行います。 4) その他 選択サービスとして、以下のサービスを提供します。 ・給食サービス

○就労継続支援事業B型〈大崎実習センター〉

運営方針	知的障害と身体障害の方を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。 また、職場実習や事業所外作業を通して就労に向けて継続した支援を行います。
定 員	55名
支援内容	1) 生産活動支援 生産活動を通じ工賃を支払い、基本的態度の形成・職業人としての自覚の高揚が図れるよう支援を行います。 ・受注加工作業（製袋、箱折、印刷、医療用品組立て等） ・自主生産作業（パウンドケーキ、手工芸等） 2) 生活自立支援 生活習慣、健康管理、人間関係などの必要な経験を通し、社会への適応性を高めていくなかで、人間的な生きがいを持つことができるように支援を行います。 ・クラブ活動、レクリエーション活動、自治会活動、社会体験活動、体力維持活動（ラジオ体操、ウォーキング等） 3) 就労支援 公共や就労移行支援事業職業安定所や等の関係機関と連携をし、求職登録、職場実習の機会の提供等の支援を行います。 4) その他 選択サービスとして、以下のサービスを提供します。 ・給食サービス

○地域生活支援事業：相談支援事業〈障害者生活支援センター〉

- 運営方針 市内在住の障害をお持ちの方、ご家族、関係者の方から相談をお受けし支援いたします。
- 支援内容 1) 日常生活支援
 在宅生活に必要な相談及び情報提供等の支援を総合的に実施します。
- 2) 社会生活支援
 福祉、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図り、各種サービスの援助、調整を行います。
- サービス利用計画の作成、地域移行、地域定着の支援を行います。
- 3) 権利擁護に関する業務
 虐待及び差別の防止とその対応等、権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 第2事業所

○児童発達支援事業〈大崎児童学園〉

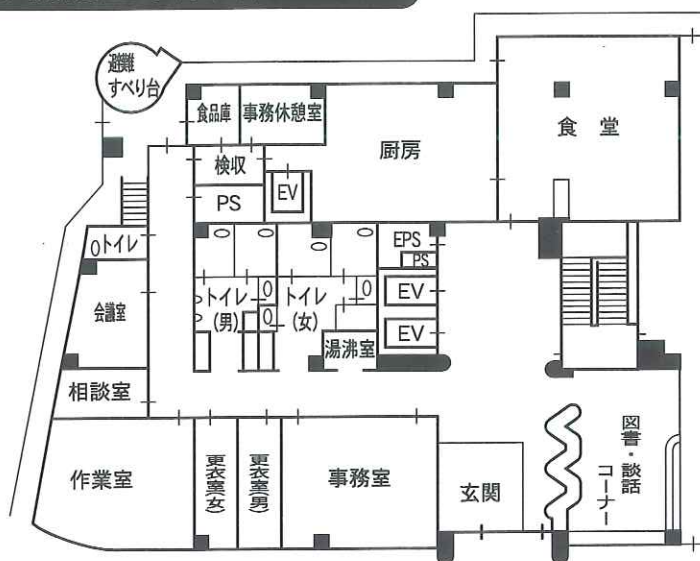
- 運営方針 就学前の心身の発達に「遅れ、や「つまずき、のある子どもに対してその子の発達段階に応じての個別的、集団的指導を行い、基本的な操作の習得や人との関わりの楽しさの中から共に豊かな日常生活が過ごせるように、全体的な発達を促すよう支援を行います。
- 定 員 50名
- 支援内容 1) 療育支援
 個別指導、グループ指導を通して「身辺自立の力」「あそぶ力」「気持ちを伝える力」を育てます。子供たちの主体性を養うよう支援を行います。併せて精神的な自立が養えるような「生きる力」が育つよう支援を行います。
- 2) 相談支援
 専門職による〔心理・発達・言語〕相談を行うとともに、関係機関との連携を図り、総合的なサービスの支援を行います。
- 3) 社会生活支援
 行事
 ・ 始業式、遠足、お楽しみ会、いもほり、運動会、お別れ会、卒園式
- 4) その他
 選択サービスとして、以下のサービスを提供します。
- ・ 送迎サービス

4 各施設平面図

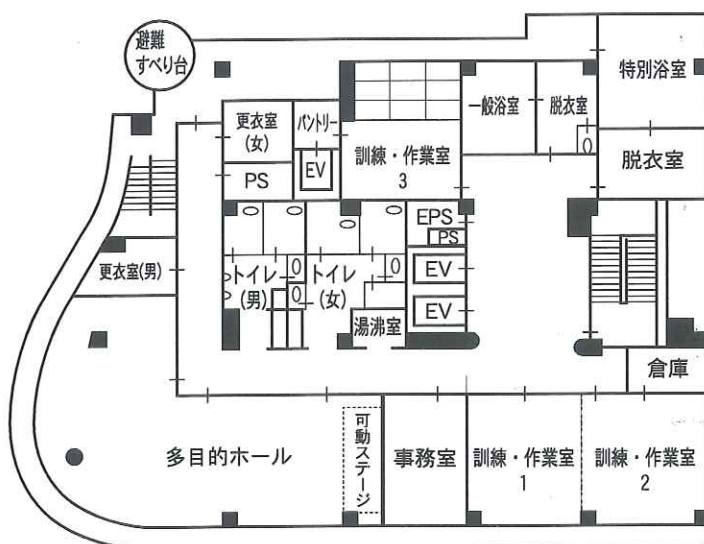
第1事業所(多機能型事業所)

複合棟

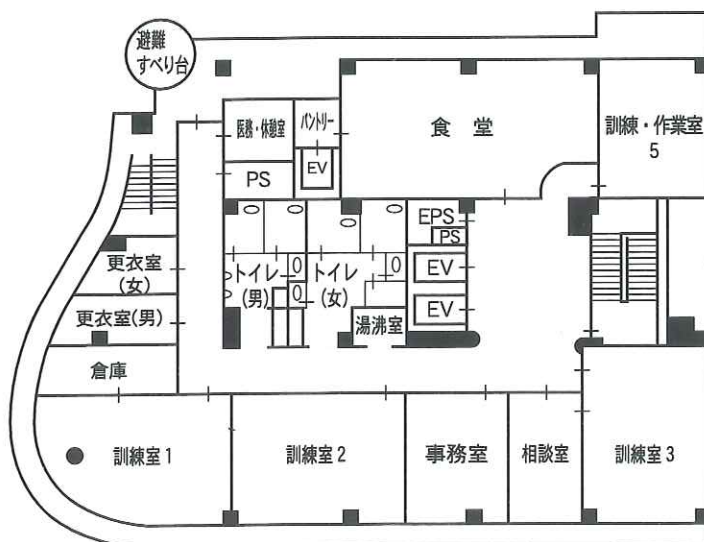
1階



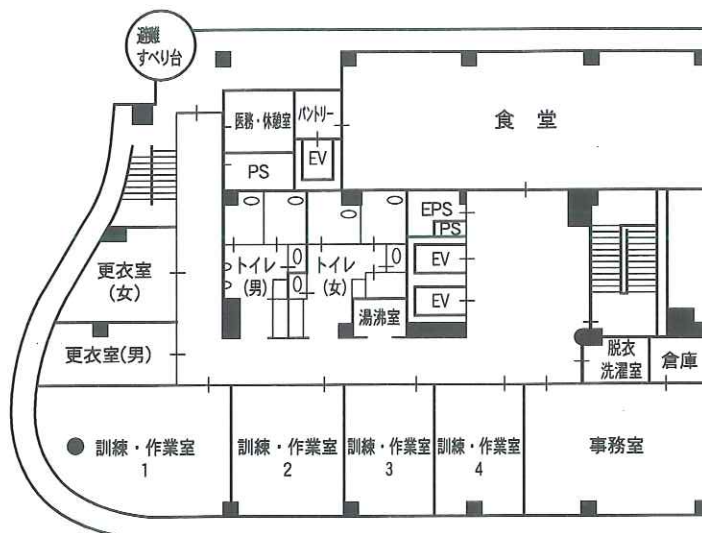
2階



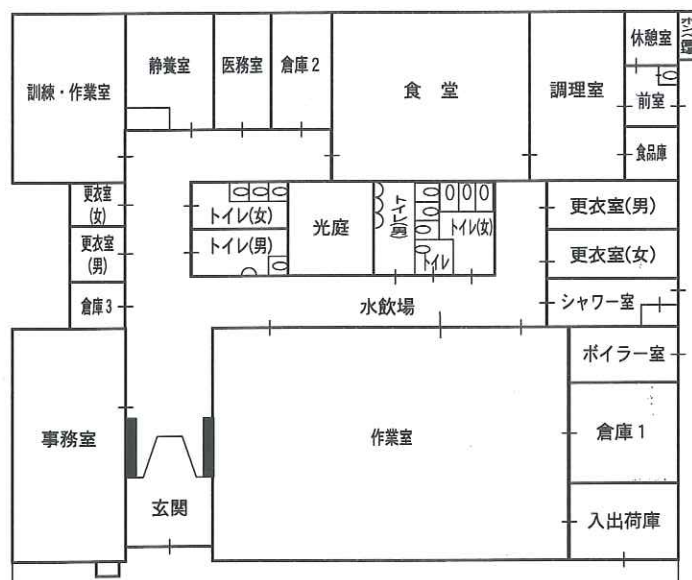
3階



4階

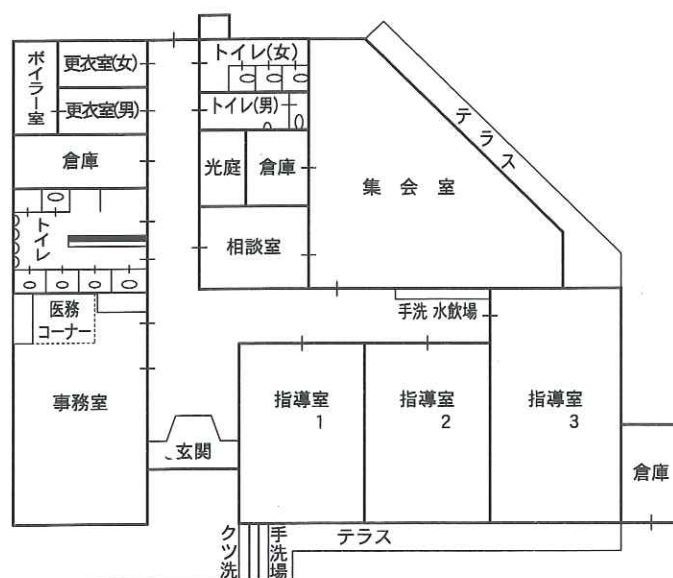


大崎実習センター

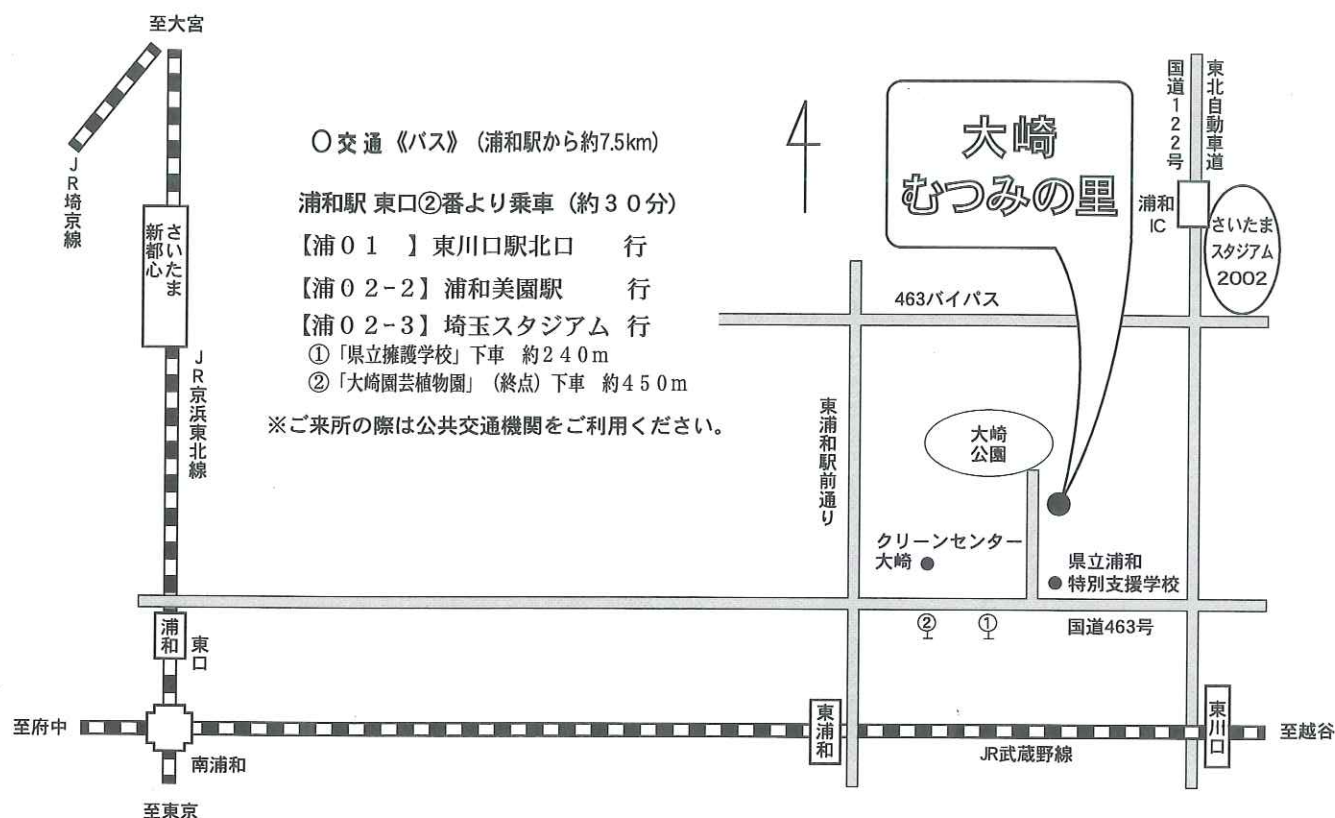


第2事業所

大崎児童学園



案内図



〒336-0974 さいたま市緑区大字大崎37番地1

生活介護事業〈ほほえみ〉

☎ 048(878)3722 FAX 048(878)3720

生活介護事業〈かがやき〉

☎ 048(878)3724 FAX 048(878)3724

自立訓練(機能訓練)事業〈こもれび〉

☎ 048(878)3723 FAX 048(878)3723

自立訓練(生活訓練)事業〈きらめき〉

☎ 048(878)3723 FAX 048(878)3723

就労移行支援事業〈はばたき〉

☎ 048(878)2047 FAX 048(878)5809

就労継続支援事業B型〈大崎実習センター〉

☎ 048(878)2047 FAX 048(878)5809

地域生活支援事業(相談支援事業)

〈緑区障害者生活支援センター〉

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和3-2-7サンライトマンション103

☎ 048(607)1467 FAX 048(607)1467

〈浦和区障害者生活支援センター〉

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-7レジデンス北浦和104

☎ 048(824)3640 FAX 048(824)3640

児童発達支援事業〈大崎児童学園〉

☎ 048(878)2045 FAX 048(878)2045

設置／さいたま市・指定管理者／社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団